

CVIT選挙制度改定（案）について

| 改定項目                       | 現規約   | 現規約の問題点  | 改定案  |
|----------------------------|---|--|--|
| <p>代議員の構成<br/>(推薦枠の比率)</p> | <p>定款細則第8章第26条抜粋<br/>3 選出代議員は各支部の代議員定数の半数とし、代議員定数が奇数の場合は選出代議員を切り上げ、残りを推薦代議員数とする。都道府県1名以上の代議員を選出する。<br/>4 推薦代議員は、支部選挙管理委員会において地域性、得票数、学会への貢献度、施設重複の回避を考慮し、合議制によって選出する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推薦代議員は、支部選挙管理委員会において地域性、得票数、学会への貢献度、施設重複の回避を考慮し、合議制によって選出するとあるが、明確な基準ではないため、改善が必要である。</li> <li>・ 推薦をルール化し、選挙の得票数で、優先順に選出すべきである。</li> <li>・ 女性枠は、働き方改革の一環で新たに制度化する必要がある。</li> <li>・ 医療行政は県単位であり、県代表は最低2名は必要である。</li> </ul> | <p>推薦を制度化し、選挙比率を10割とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女性枠を新設<br/>基準日となる（選挙年9月30日）各支部の正会員数に対する女性比率で算出（少数以下切り捨て）</li> <li>2. 都道府県代表は最低2名とする。</li> <li>3. 選出順序は、女性選出⇒各県代表2名選出⇒残りを全て得票順に選出する。</li> </ol> <p>施設の重複は、2名までとする。</p>  |
| <p>役員の定年制</p>              | <p>定款細則第8章第28条抜粋<br/>(被選挙資格者)<br/>選挙年の3月末時点で満60歳未満の者とする。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他学会には後ろに対する定年制が定められているが、CVITには被選挙資格の年齢制限はあるが、定年制が定められていない。</li> <li>・ 現実的に任期満了時に64歳の理事もいる。</li> <li>・ 誕生日の1日違いで代議員期間が4年近く違うという不公平さを解消する必要がある。</li> </ul>  | <p><b>【代議員・理事・理事長の資格】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代議員は、就任年度の4月1日現在で63歳未満とする。</li> <li>・ 理事は、就任年度の4月1日現在で63歳未満とする。</li> <li>・ 理事長は、就任年度の4月1日現在で61歳未満とする。</li> </ul> <p><b>【代議員・理事・理事長の定年】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代議員 64歳に達した後の3末日</li> <li>・ 理事・理事長の定年 64歳に達した後の各期終了年である2年目の代議員総会締結時までとする。</li> </ul> <p>欠員補充は、欠員が生じた支部における直近の代議員選挙での次点者とする。</p> |

CVIT選挙制度改定（案）について

| 改定項目 | 現規約   | 現規約の問題点   | 改定案   |
|------|---|---|---|
| 理事数  | <p>選挙年の9月末の支部正会員数を基に、各支部の理事数をドント方式で割り当てる。但し各支部の最小理事数は2名とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現規約のまま理事数を算出すると、理事数が50名近くになってしまう。</li> <li>・サンラグ方式にしても、40名近くの理事数になってしまう。</li> <li>・地域のアクティビティを下げないためにも、理事数は各支部に2名は必要である。</li> </ul> | <p>理事数は、各支部に定数配分1名+ドント方式とし、理事会で協議の上、決定する。</p> |